

太枠内の項目に必要な事項を記入してください。

## 「理化学試験検査依頼書」の記載要領

郵送の場合に記入します。

チェックは、□の中に「」

### 理化学試験検査依頼書

目的に「○」を記入します。

(一社)埼玉県食品衛生協会検査センター宛

ご依頼者様の会社名などを記入します。  
成績書の宛名が別の場合は( )内にも記入します。

受付番号 号

受付年月日 年 月 日 :

検体発送日 年 月 日 :

※太枠内は記載必須事項となっております。□にはチェックを入れて下さい。

検査をお急ぎの場合、  
チェックを記入します。

成績書のお渡し方法を指定します。  
□に「」を入れてください。

ご依頼者 (成績書宛名)	〇〇〇株式会社(成績書の宛名が異なる場合)		ご担当者名 担当者様のお名前を記入 様	ご依頼の目的 品質管理・クレーム その他( )
所在地	(〒 - )	TEL	成績書	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 来所
	成績書を送付する宛先となりますので、 略さないで記入します。	FAX	検体発送・ 保管条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
		E-mail		
至急対応	<input type="checkbox"/> 至急(割増料金となります。)	携帯電話(急ぎの場合の連絡先)		

検体はどのような保管状態か  
□に「」を入れてください。

ご依頼の検査の内容につ  
いて記入します。

ご依頼の内容	理化学試験 その他( )	検体の種類	食品・その他 ( )
--------	-----------------	-------	---------------

検体の種類について記載します。  
食品以外の場合は、その他に  
「○」を記入し、( )内に具体的  
に記入します。

No	試験品(検体)の名称	特記事項(成績書に記載したいこと等)	検査項目
1	試験品の名称を記入 試験品を区別するための名称です。	成績書に記載したいことがあれば 記載します。	試験項目について記載します。※ 具体的に、どのような検査が必要かなどござ いましたら、検査員にご確認ください。
含有量・添加量・原材料・理論値など参考となる情報			※ ソルビン酸などの保存料、残留農薬の クロルピリホス、動物用医薬品及び飼料添 加物としてのスルファジミジンの検査を依 頼される場合は、検査方法が異なる場合が ありますので「重要事項説明書」を合わせ て確認してください。
含有量・添加量・原材料・理論値など参考と なる情報がございましたら記入してください。			
<その他 検査に関するご要望等(検査部位や抽出方法、試験法など)>			
その他、検査に関するご要望等 検査部位や抽出方法、試験法などを記入します。			(未・領)

(注意事項) ☆ 依頼書に記載された情報及び検査結果は、依頼者の同意なしに他者に提供することはありません。

- ・受付終了後は、宛名、請求先、試験品の名称等依頼内容の変更はできませんので、よくお確かめください。
- ・理化学検査では、「液汁がある検体」で特に希望がない場合、ドリップ、液汁を含めます。また、非可食部及び添付品(タレ等)は除きます。
- ・試験成績書の再発行は、発行後1年以内限り、有料にて行います。

受付担当者	検査終了予定日	成績書発送年月日	成績書	照合	検査結果承認	担当

# 重要事項説明書

当検査センターは、登録検査機関(食品衛生法第4条第9項)\*として、次の製品検査(理化学検査)を行っています。

## 1 製品検査の種類

食品衛生法第26条第1項から第3項までに規定する製品検査

2 一日に処理する件数の上限 理化学的検査 5件

3 製品検査の申請を受けることができる検査項目(検査法)及び食品の検査対象物質

### (1) 添加物検査(水蒸気蒸留法)

清涼飲料水の安息香酸、漬物のソルビン酸、清涼飲料水のパラオキシ安息香酸エステル類

### (2) 残留農薬検査(厚生労働省通知法)

マンゴーのクロルピリホス(農産物果実)

### (3) 動物用医薬品及び飼料添加物検査(厚生労働省通知法)

豚筋肉のスルファジミジン(畜水産物)

\* 登録検査機関とは、業務規程の認可を受けた製品検査を行うことができる検査機関のことです。

当検査センターでは、業務として、認可を受けた製品検査以外の検査も行っています。

検査依頼される際には、認可を受けた製品検査と同等の信頼性が確保されているかなど、利用目的に沿うかどうかについてお問合せいただきますようお願いいたします。

## 製品検査以外の検査について

一般に依頼される検査については、製品検査として検査依頼を受けることができる上記の検査項目であっても、迅速で検査の信頼性が確保されている次の検査法により行います。

また、製品検査等の検査結果と誤認を防ぐために、成績書にはその旨の記載を行います。

### (1) 添加物検査(直接法・直接抽出法:認可された製品検査(公定法)とは異なる検査法による)

清涼飲料水の安息香酸、漬物のソルビン酸、清涼飲料水のパラオキシ安息香酸エステル類

### (2) 残留農薬検査(GC-MSによる農薬等の一斉試験法:認可された製品検査(公定法)とは異なる検査法による)

マンゴーのクロルピリホス(農産物果実)

### (3) 動物用医薬品及び飼料添加物検査(LC-MSによる一斉分析法:認可された製品検査(公定法)とは異なる検査法による) 豚筋肉のスルファジミジン(畜水産物)

試験検査成績書		増玉県検査センター	号
〇〇 株式会社 様			
試験品の名称		豚筋肉のスルファジミジン(畜水産物)	
付で提出された試験品について行った検査の結果は下記のとおりです。 厚生労働大臣登録検査機関 一般社団法人 増玉県食品衛生協会検査センター 〒330-0850 埼玉県さいたま市大宮区上小町1-450番地			
試験項目	試験結果	検出限界	試験方法
スルファジミジン(畜水産物)	〇〇〇		LC-MSによる一斉分析法
<b>記載例</b> (LC-MSによる一斉分析法:公定法とは異なる検査法による)			
以下余白			